

八尾市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ編)

【概要版】

できることから始めてみましょう。

プラスワン・アクション！



※説明は見開きページにあります。（計画22ページ）

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）とは

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的な視野に立った一般廃棄物（ごみ）処理の基本的事項を定め、本市のまちづくりを進める上で指針となる「八尾市第6次総合計画」と環境部門の総合計画である「八尾市環境総合計画」のし尿・生活排水を除いた一般廃棄物部門について基本的施策を定めた計画です。また、法令や国、大阪府及び大阪広域環境施設組合の諸計画との整合性を図りながら、今後の廃棄物行政における本市の方向性を定めたものです。

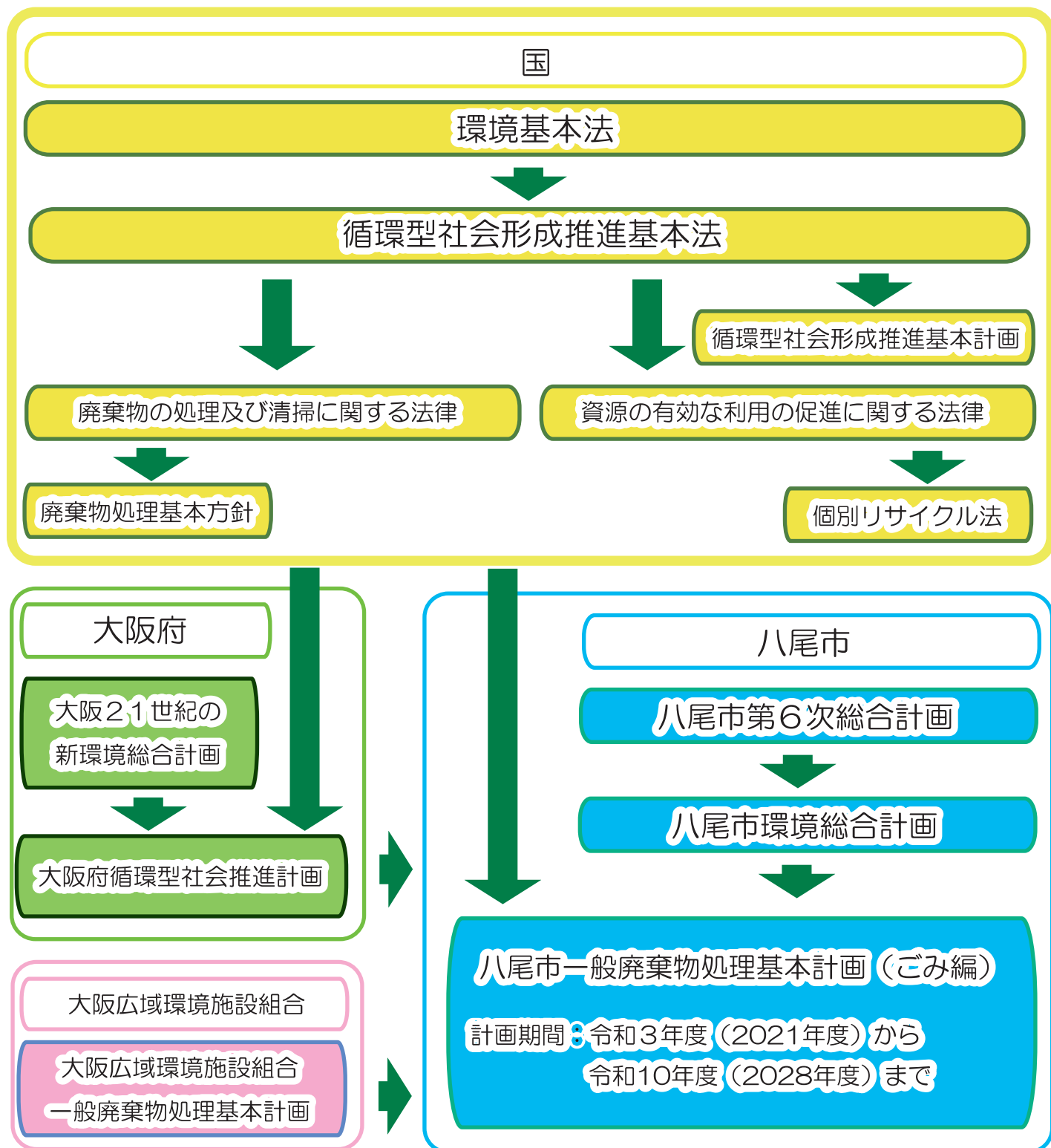
本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、8年後の令和10年度（2028年度）を最終目標年度として検討しています。令和6年度（2024年度）を本計画の中間目標とし、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。

令和3年度 (2021) 初年度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024) 中間目標	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028) 最終目標
前 期				後 期			

計画の位置付け

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「本計画」という。）は、本市のまちづくりを進める上で指針となる「八尾市第6次総合計画」と環境部門の総合計画である「八尾市環境総合計画」のし尿・生活排水を除いた一般廃棄物部門について基本的施策を定めた計画です。また、法令や国、大阪府及び大阪広域環境施設組合の諸計画との整合性を図りながら、今後の廃棄物行政における本市の方向性を定めたものです。

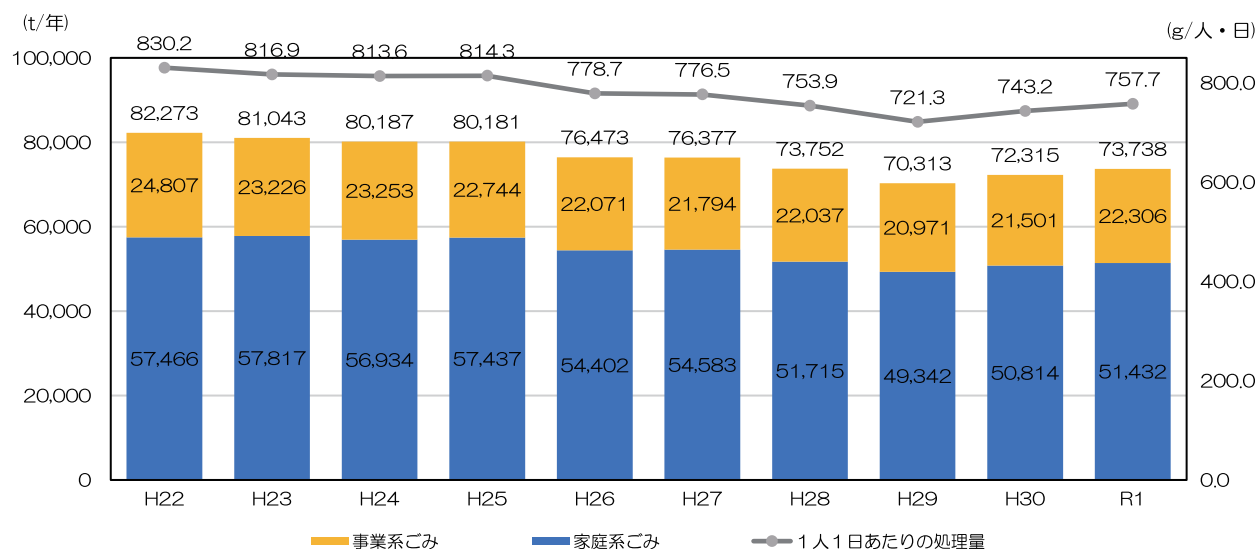
なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的な視野に立った一般廃棄物（ごみ）処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進するため改定します。



ごみ処理の現状

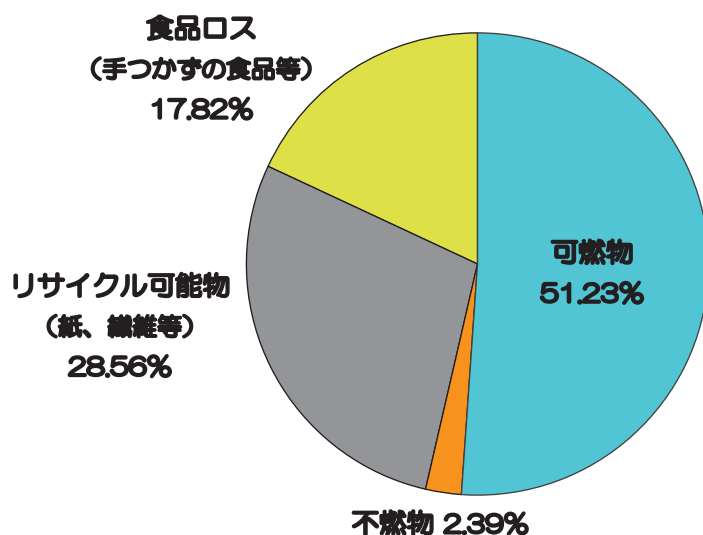
●ごみ総処理量の推移

令和元年度（2019年度）は、73,738 t となっており、平成22年度（2010年度）と比較して、10.4%減少しています。1人1日あたりの処理量は、72.5 g 減少しています。



●可燃（燃やす）ごみの組成

令和元年度（2019年度）の組成割合をみると、全体の約半数は、リサイクル可能物、食品ロスで占めています。



●可燃（燃やす）ごみに含まれていたリサイクル可能物・食品ロス



リサイクル可能な紙類
(チラシ類)



リサイクル可能なビニール等
(未使用のポリ袋)



食品ロス
(手つかずの食品)

計画の基本理念と基本方針

●計画の基本理念

未来へつなぐ 循環型都市『やお』

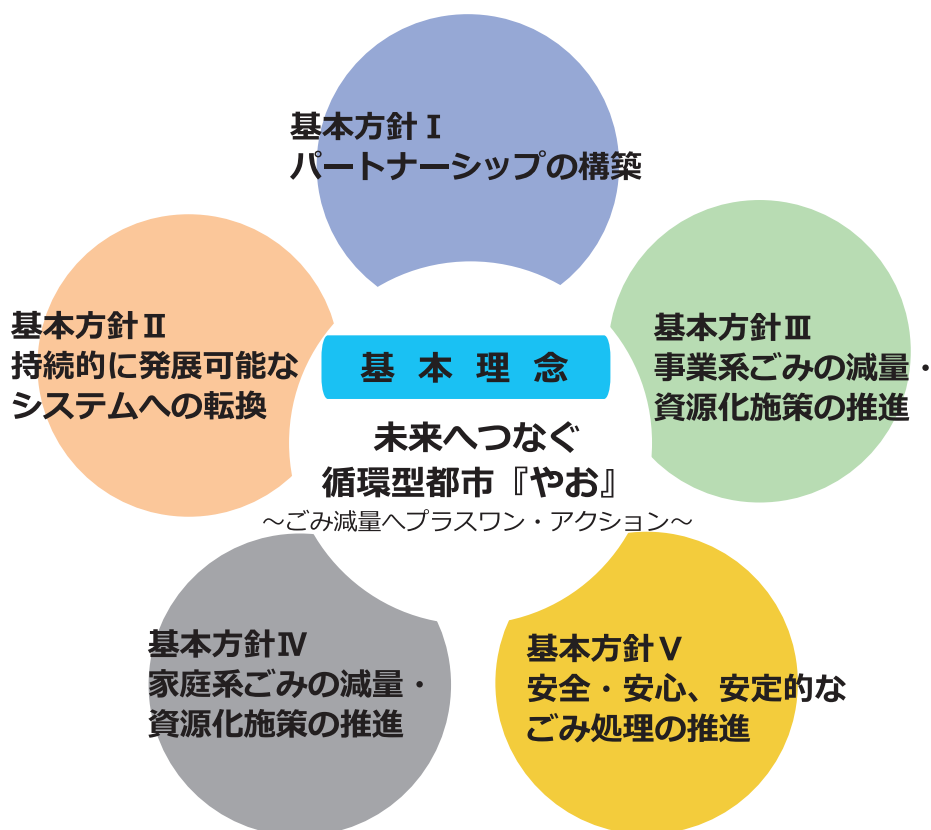
～ごみ減量へプラスワン・アクション～

前計画の「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」という基本理念を継承しつつ、現在、本市に関わるすべての人が環境のために実践している取り組みに加え、「新しいことを始める」「これまで取り組んできたことを人に広める」等、環境のためにもう一步踏み出すこと（プラスワン・アクション）が、循環型都市を形成する上で重要です。また、プラスワン・アクションの積み重ねが、『やお』の子どもたちへ浸透し、引き継いだ子どもたちが大人になり、そして、さらにその子どもたちに伝えていくことが、美しい『やお』のまちの未来へつながることから、上記の基本理念としました。

●計画の基本方針

基本理念の実現には、3Rの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づいて、市民・事業者・行政が協働して、取り組んでいく必要があります。

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本方針を掲げます。



計画の目標

本計画の達成状況を計る指標として、資源化されている量を除くごみ処理量と1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を数値目標として設定しました。

令和10年度（2028年度）までに

① 資源化されている量を除くごみ処理量 **57,000 t**

※約13,000 t の削減を目指します。（令和元年度実績：69,864 t）

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 **420 g**

※約70 g の削減を目指します。（令和元年度実績：489 g）

紙類、プラスチック類、食品ロスについて、国や府が定めている計画の目標や現計画の目標を踏まえ、目標を設定しました。
家庭系ごみ、事業系ごみを問わず、ごみを出さない意識、正しく分別する意識が定着していけば達成可能な目標です。

【目標を達成するためのポイント（一例）】

- ・古紙類は可燃（燃やす）ごみではなく、集団回収に出す。
- ・電子書籍の活用等、紙を出さないライフスタイルにする。
- ・フラマークがついたものは容器包装プラスチックの日に出す。
- ・マイボトルを利用し、ペットボトルの使用を控える。
- ・買い物は、賞味期限、消費期限が近いものから買う。
- ・日々の食事は、残さずに全部食べる。 等

70gってどれくらい??

ペットボトル容器

(500ml) 2本

リンゴ 1/4個

バナナ 1/2本



市民・事業者・行政の役割

本計画の各施策は、八尾市第6次総合計画における「共創と共生の地域づくり」を推進する考え方を基にして、市民・事業者・行政が、三位一体となり、協働して取組を推進していくとともに、それぞれの役割を認識し行動に移すことで、本市のごみの減量・資源化につなげ循環型社会の実現を目指します。

目標達成に向けた施策

基本方針Ⅰ パートナーシップの構築

施策の方向性	主な施策・事業
1.市民・事業者・行政の相互理解と協力体制の整備	・ごみ減量推進員制度の充実 ・排出事業者への情報提供の充実
2.ごみ・環境問題に関する情報提供の充実	・多様な手法による情報提供 ・対象を明確化した情報提供 ・継続的で分かりやすい情報発信
3.自治体間の連携・協力による施策の推進	・大阪広域環境施設組合との連携強化 ・自治体相互間の連携強化 ・国・府等関係機関への要望
4.全庁的な取組の推進	・ごみの減量・資源化を推進する関係部門との連携強化 ・職員のごみの減量・資源化に対する意識の向上 ・環境に配慮した事務事業の推進

基本方針Ⅱ 持続的に発展可能なシステムへの転換

施策の方向性	主な施策・事業
1.ごみの少ない、ものを大切にするライフスタイルの普及	・拡大生産者責任制度（EPR）の確立 ・リユース機会の提供 ・環境に配慮した製品等の購入促進
2.プラスチックごみ削減の推進	・プラスチックごみ削減の啓発 ・販売店等との連携
3.再生紙等の再生品の利用拡大	・市民・事業者への再生品等に関する情報提供と使用の促進

基本方針Ⅲ 事業系ごみの減量・資源化施策の推進

施策の方向性	主な施策・事業
1.排出者責任の定着	・排出事業者向けの啓発活動の実施 ・少量排出事業者等への対応 ・社会情勢に応じたごみ減量への取組の実施
2.排出事業者に対する減量指導の強化	・事業系一般廃棄物減量計画等報告書による減量指導の運用 ・減量指導実施体制の整備 ・事業系一般廃棄物の分別指導の強化
3.搬入物検査の強化と検査結果に基づく減量・適正処理指導の実施	・許可業者への搬入物検査の強化 ・搬入物結果に基づいた排出事業者への指導の実施
4.食品廃棄物の資源化の促進	・事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度との整合
5.資源化可能物の資源化の促進	・古紙類等の資源化可能物について、資源化するよう排出事業者への呼びかけ

基本方針Ⅳ 家庭系ごみの減量・資源化施策の推進

施策の方向性	主な施策・事業
1.環境教育・環境学習の推進	・環境教育の充実 ・環境学習の充実
2.生ごみの減量・資源化の推進	・生ごみ堆肥化の推進 ・生ごみの水切りの浸透
3.食品ロス削減の推進	・食品ロス削減の啓発 ・飲食店、販売店等との連携 ・教育委員会、関係機関等との連携
4.資源を有効活用する事業活動、店頭等における資源回収の促進	・発泡トレイ、紙パック、空き缶等の自主回収を促進 ・他の品目の研究及び回収の実施 ・公共施設等における拠点回収の整備
5.集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進	・集団回収の充実 ・自主的なリサイクル活動の推進

基本方針Ⅴ 安全・安心、安定的なごみ処理の推進

施策の方向性	主な施策・事業
1.資源化の推進と適正処理、効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備	・市民ニーズ、国の動向に注視し、新たな資源化可能物について回収ルートの整備を検討 ・効率的な分別収集体制の整備 ・高齢者等のごみ出しへの支援事業の推進 ・ごみ置き場等でのカラス等の鳥獣によるごみの散乱被害を防止するためのカラスネット利用の推進 ・環境負荷が少なく、かつ分別収集を効率的に行う収集車両の導入 ・家庭用指定袋制度の充実 ・職員研修の実施
2.既存中間処理施設・最終処分場の維持管理の徹底と延命化	・大阪広域環境施設組合八尾工場との連携 ・八尾市立リサイクルセンターの維持管理の徹底 ・八尾市一般廃棄物最終処分場の維持管理の徹底 ・大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）との連携
3.将来におけるごみ処理施設の方向性についての調査研究及び安定的な確保	・将来の大阪広域環境施設組合のあり方についての検討 ・処理困難物の処理ルートの開発や処理方法についての検討 ・大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）の事業継続の検討
4.不法投棄等の防止	・不法投棄の防止 ・資源物等の抜き取り、持ち去り行為への対策の推進 ・道路・公園等の美化の推進
5.災害廃棄物処理対策の充実	・八尾市災害廃棄物処理計画の実効性の確保 ・八尾市災害廃棄物処理計画の見直しの検討

今後の方向性

食品ロスについては、本計画の他に、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年（2019年）に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）の半減とする目標が設定されました。また、令和元年（2019年）10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本市においても、関係機関と連携を図りながら、効果的な方策を講じていく必要があります。

また、プラスチックごみ削減については、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年（2019年）5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められました。「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが盛り込まれています。本市においては、令和元年（2019年）6月に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバッグやマイボトルの活用や、河川及び市街地の清掃活動の参加等、プラスチックごみ削減を目指して各取組を推進しています。

YAO toward Zero Plastic Waste

やおプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、利便性・経済性に優れていることから、社会において広く大量に普及し、私たちの日常生活は、その恩恵に大きく依存しているところです。しかし、その一方で、不用意に投棄されたプラスチックごみが、河川から海へと流れ込み、やがては細分化され、マイクロ・プラスチックとなって、海洋汚染を引き起こすとともに、魚や海鳥等が誤食するなど、生態系への深刻な悪影響が懸念されており、早急に取り組むべき地球規模の課題となっています。

このような中、本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づいた循環型社会や「きれいなまち八尾」、プラスチックごみゼロの実現に向けて、市民の皆様のご理解のもと、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動をはじめ、河川等におけるクリーンキャンペーン、市街地での美化・清掃活動など、市民、事業者、行政の協働を一層推進し、自ら率先した不断の取り組みを行うことを、ここに宣言します。

2019年6月28日

八尾市長 大松 桂右



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

